

セントラル方式によるサイト調査対象区域の選定に向けた 都道府県からの情報提供の受付について

2024年11月11日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

1. 情報提供依頼の趣旨

洋上風力発電の案件形成については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）及び「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（区域指定ガイドライン）に基づき、各年において都道府県等からの情報提供を通じた情報収集を実施しており、その内容に基づいて各区域を「準備区域」及び「有望区域」として整理しています。本年は3月1日から5月10日において都道府県から情報提供を受け付け、その内容をもとに9月27日に準備区域の整理を行い、その結果を公表しました。

また、今後の案件形成の加速化に向けて、政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みである「セントラル方式」の制度運用を行っており、本年4月24日に「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」を策定しています。この中で、セントラル方式として実施するサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施することとしており、調査対象区域の選定の要件と手順についても整理しています。

＜セントラル方式における案件形成プロセスとサイト調査の関係＞



2. 今回の情報提供依頼の位置付けと現在の区域整理状況との関係

今回の情報提供依頼は、都道府県が、JOGMEC が実施するセントラル方式によるサイト調査対象区域に選定されることを新たに希望する場合に、必要な情報を収集することを目的としています。本年3月1日付の情報提供依頼に基づいて国に対して既に情報提供をしている場合、及び今回新たに情報提供を行う場合が想定されるため、今回の情報提供では以下の要領で受付を行うこととします。

（1）情報提供を受け付ける区域の対象

情報提供を行う区域が、情報提供時点で「準備区域」等に整理されている区域、又はどの区域にも整理

されていない区域、のどちらかに該当するもののうち、これまでに、国に対してセントラル方式によるサイト調査対象区域の選定を希望する旨の情報提供を行っておらず、今回新たにセントラル方式によるサイト調査対象区域の選定を希望する区域を対象とします。

（２）提供する情報の範囲

- ① 本年３月１日付の情報提供依頼に基づき、国に対して情報提供済みの区域
→提出済みの情報提供書に追記・修正のうえ、変更箇所を明示（赤字で記載する等）したものを提出ください。
- ② 新たに情報提供を行う区域
→３月１日付の情報提供様式（別紙）に必要な情報を記載したものを提出ください。

３．選定における必須事項及び考慮事項

各都道府県より提供された情報等に基づき、有識者によって構成された中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において調査対象区域の選定を行います。

選定にあたっては、以下の「（１）必須事項」に合致していることを確認したうえで、「（２）考慮事項」の状況を勘案して、優先的に取り組む区域を選定します。

なお、２（２）②新たに情報提供を行う区域については、各都道府県より提供された情報等に基づき、有識者によって構成された中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において準備区域等の整理を行い、準備区域等として整理する区域において、調査対象区域の選定を行います。整理においては、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」に基づく準備区域等に整理するための要件等の確認を行います。

（１）必須事項

- ① 対象区域における調査実施に対する調整への着手
対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手しており、JOGMECが調査を行う際にも、都道府県として地元関係者等との調整に主体的に関与すること
- ② 経済産業省令との適合性
「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第 17 条に基づき、以下のいずれかに該当すること
 - 一、海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域〔経済的特性〕
 - 二、二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域〔社会的特性〕

（２）考慮事項

- ① 対象区域における利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況（関係市町村や

地域における理解の状況等も参考情報として考慮)

- ② 対象区域において想定される出力規模及び風況
- ③ その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

4. 情報提供の内容及び提供された情報の取扱い

別紙の様式（都道府県からの情報提供書〔セントラル方式によるサイト調査〕）に記載の事項について、都道府県において把握する情報の提供をお願いします。また、提供された情報に対してヒアリング等による確認を行うことがあります。

提供いただいた情報は、関係省庁への照会や第三者委員会への諮問等、政府及びJOGMEC内部での検討に必要な範囲に限定して取り扱うこととします。また、区域名以外の情報については原則公表の予定はなく、もし追加で公表等が必要な情報がある場合には、事前に都道府県に確認いたします。一方で、個別の区域が特定されない形で加工・集計した情報等を公表資料に盛り込む場合がありますので、その点ご了承ください。

5. 情報提供の方法

必要事項を記入した別紙様式（及び添付資料）について、下記宛先のメールアドレスに電子メールでお送りください。なお、添付資料を提出する場合には目次等を作成し、別添様式との関連性を明記してください。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

【メールアドレス】

（経済産業省） bzl-youzyouzyouhouteikyou@meti.go.jp

（国土交通省） hqt-sokushinkuiki-jouhou@gxb.mlit.go.jp

※件名に、「セントラル方式によるサイト調査対象区域に関する情報提供」とご記入ください。

※電子メールでの提出が難しい場合は、7. に記載の住所まで郵送でお送りください。

6. 情報提供の受付期間

受付開始日 2024 年 11 月 11 日（月）

最終締切日 2024 年 12 月 6 日（金）17 時 必着

7. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室

電話：03-3501-6623 FAX：03-3501-1365 住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

国土交通省港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室

電話：03-5253-8674 FAX：03- 5253-1653 住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3